

島田市新庁舎整備基本計画策定業務に係るプロポーザル実施要領 修正前後対照表

修正前	修正後	備考
<p>島田市新庁舎整備基本計画策定業務に係るプロポーザル実施要領</p> <p>1～5 省略</p> <p>6 <u>主任担当者の資格要件と業務内容</u></p> <p>(1) 資格要件</p> <p>①業務責任者 一級建築士の資格を有する者。ただし、本プロポーザル参加者と3ヶ月以上の雇用関係がある者に限る。(3ヶ月以上の雇用を証明する資料(健康保険証の写しなど)を提出すること。)</p> <p>②<u>建築(総合)</u> 一級建築士の資格を有する者。ただし、本プロポーザル参加者と3ヶ月以上の雇用関係がある者に限る。(3ヶ月以上の雇用を証明する資料(健康保険証の写しなど)を提出すること。)</p> <p>③<u>建築(構造)</u> 構造設計一級建築士又は一級建築士の資格を有する者。なお、協力者(協力事業者)でも可とする。</p> <p>④<u>電気設備</u> 設備設計一級建築士又は一級建築士若しくは建築設備士の資格を有する者。なお、協力者(協力事業者)でも可とする。</p> <p>⑤<u>機械設備</u> 設備設計一級建築士又は一級建築士若しくは建築設備士の資格を有する者。なお、協力者(協力事業者)でも可とする。</p>	<p>島田市新庁舎整備基本計画策定業務に係るプロポーザル実施要領</p> <p>1～5 省略</p> <p>6 <u>業務責任者及び主任担当者の資格要件と業務内容</u></p> <p>(1) 資格要件</p> <p>①業務責任者 一級建築士の資格を有する者。ただし、本プロポーザル参加者と3ヶ月以上の雇用関係がある者に限る。(3ヶ月以上の雇用を証明する資料(健康保険証の写しなど)を提出すること。)</p> <p>②<u>主任担当者</u></p> <p>ア <u>建築(総合)</u> 一級建築士の資格を有する者。ただし、本プロポーザル参加者と3ヶ月以上の雇用関係がある者に限る。(3ヶ月以上の雇用を証明する資料(健康保険証の写しなど)を提出すること。)</p> <p>イ <u>建築(構造)</u> 構造設計一級建築士又は一級建築士の資格を有する者。なお、協力者(協力事業者)でも可とする。</p> <p>ウ <u>電気設備</u> 設備設計一級建築士又は一級建築士若しくは建築設備士の資格を有する者。なお、協力者(協力事業者)でも可とする。</p> <p>エ <u>機械設備</u> 設備設計一級建築士又は一級建築士若しくは建築設備士の資格を有する者。なお、協力者(協力事業者)でも可とする。</p>	

(2) 業務内容

業務責任者及び各主任担当者の業務内容は、次のとおりとする。

担当者	業務内容
業務責任者	本業務が円滑に実施できるよう本市との連絡窓口となるとともに、各担当者を総括する。 全体のコスト管理に関する業務
建築（総合）	建築士法（昭和25年法律第202号）第25条の規定に基づき、「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成21年国土交通省告示第15号）」別添1第1項第1号及び第2号において示される「設計の種類」における「総合」に関する業務（以下「報酬基準」という。）
建築（構造）	報酬基準における「構造」に関する業務
電気設備	報酬基準における「設備」のうち、「電気設備」に関する業務
機械設備	報酬基準における「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に関する業務

※技術者の保有資格を証明する書類（資格者証の写し）を1資格につき1部添付すること。

※同種業務又は類似業務に当該技術者が従事したことを証明する以下の書類（技術者氏名の記載があること。）

業務計画書、監理技術者・担当技術者届、業務実施体制表、PUBDIS業務カルテ情報の写しなど、いずれか1部添付すること。

7～15 省略

(2) 業務内容

①業務責任者

区分	業務内容
業務責任者	本業務が円滑に実施できるよう本市との連絡窓口となるとともに、各担当者を総括する。 全体のコスト管理に関する業務

②主任担当者

区分	業務内容
建築（総合）	建築士法（昭和25年法律第202号）第25条の規定に基づき、「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成21年国土交通省告示第15号。以下「報酬基準」という。）」別添1第1項第1号及び第2号において示される「設計の種類」における「総合」に関する業務
建築（構造）	報酬基準における「構造」に関する業務
電気設備	報酬基準における「設備」のうち、「電気設備」に関する業務
機械設備	報酬基準における「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に関する業務

※技術者の保有資格を証明する書類（資格者証の写し）を1資格につき1部添付すること。

※同種業務又は類似業務に当該技術者が従事したことを証明する書類（業務計画書、管理技術者・担当技術者届、業務実施体制表、PUBDIS業務カルテ情報の写しなどで、技術者氏名の記載があるもの）をいずれか1部添付すること。

7～15 省略